議会改革検討調査会記録

1 日時 平成29年1月18日 (水曜日) 開 会 午後1時27分 閉 会 午後2時46分

- 2 場所 第2委員会室
- 3 出席者(議員)

座 博 長 村 家 副 座 長 弘 南 昭 委 員 木 下 章 広 舎 Ш 智 也 11 押 \blacksquare 大 祐 11 大 島 満 " 11 尾 上 彦 井 松 桂 将 11 石 村 篤 11 11 赤 星 ゆかり " 村 上 和 久 11 柞 Ш 数 男

(事務局)

事務局長 浩 久 世 事務局次長 後 藤 衛 庶務課長 横 Ш 浩 議事調査課長 Ш 尚 英 員 庶務課主幹 Ш 下 達 也 《課長代理》 議事調査課主幹 之 坂 輝 《課長代理》 議事調査課副主幹 石 黒 跭 司 《議事係長》 議事調査課主査 大 塚 宏 明

4 協議結果について

(1) 一般質問における年間の持ち時間について 平成28年10月21日及び11月24日に開催された当調査会において、毎定例会60分の質問時間を確保すべきとの意見もあったことから継続協議となっていたが、今回も意見がまとまらなかったことから、 新たな任期での協議も視野に入れて、継続して協議することとなった。

- (2) ケーブルテレビ放映における検討課題について
 - ・議場システム(設備)の更新等について ケーブルテレビによる放映に不可欠な議場システム(設備)の更新及び関連機器等の新規導入を念頭に、必要となる設備・機器等の調査を進めることとする。
 - ・配信方式(生中継・録画放送)について 生中継から行ったほうがよいという意見や録画放 送を先行したほうがよいという意見などがあり、意 見がまとまらなかったことから、<u>継続して協議</u>する こととなった。
- (3)本会議におけるパネル等の使用について 賛否双方の意見に加え、さまざまな課題も指摘され、 意見がまとまらなかったことから、<u>新たな任期での協</u> 議も視野に入れて、継続して協議することとなった。

その他

全ての協議事項の終了後に、日本共産党議員団から 以下の8項目について新たな提案があり、座長から議 長に報告の上、今後の取扱いを検討することとなった。

- ① 委員会記録もインターネット公開、手続きなしで自由 に閲覧できるようにする。
- ② 委員会傍聴規程を見直し、30分前までの申し込みを不要にし、傍聴を自由にする。
- ③ 常任委員会や特別委員会のインターネットやケーブルテレビでの中継を検討する。
- ④ 請願・陳情者の議会での意見陳述を制度化する。
- ⑤ 議会本会議の土日祝日、夜間の開催を実施する。
- ⑥ 市議会主催の議会報告会を開催し、制度化する。
- ⑦ 議会基本条例、政治倫理条例の制定に向けた検討(研究、学習等)をする。
- ⑧ 「正式会派」の人数要件を「2人以上」にする。

5 会議の概要

座長 ただいまから、議会改革検討調査会を開会 いたします。

> 〔傍聴の申込み(2名)について諮る …許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 協議に先立ち、調査会記録の署名委員に、 舎川委員、赤星委員を指名いたします。 これより、本日の協議事項に入ります。

協議事項は、お手元に配布の3項目であります。

ここで、本日の協議事項について、事務局 から説明をさせます。

議事調査課長 〔説明〕

座長 それでは、協議事項1番目の「一般質問に おける年間の持ち時間について」に入りま す。

この件に対する御意見があれば、お願いいたします。

赤星委員 私ども日本共産党議員団としましては、以

村石委員

 では一人当たり、最高60分というでは、最高60分というがようがようではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないがあると思いますで、ないのではないがある。そのではないがある。そのではないがある。そのではないがある。そのではないがある。そのではないがある。そのではないがある。そのではないがある。そのではないがある。そのではないがある。そのではないがある。

座長

ちょっと確認ですけれども、90分では何 ですか……。

村石委員

ですから、現在のシステムだと長いときは 90分の持ち時間があるわけですよね。そ れはなくして、定例会ごとに一人当たり最 高60分にするべきではないかなというこ とを言っています。

座長

それは、年間で90分なら90分と言っておられるのですよね。90分が長いという論理にはなっていないのではないですか。

村石委員 私の主張しているのは、一回当たりという ことを言っています。一回当たり90分の ことです。

座長 一回当たりでも90分を、今までもやって おられる人がいますよね。

村石委員 単純な比較で言うと、一人当たり90分の 持ち時間が一一人当たり60分掛ける4回 ですから240分になるわけですけれども、 それはあくまで、60分単位のものである ということを主張しているのです。

座長 1回に60分以上はだめだという……。

村石委員 そのほうが聞いているほうも、やり取りを しているほうも、集中してできるのではな いかという意味です。

松井委員 これでいろいろと議論を3回しているということですけれども、一人当たりの年間の持ち時間を現行の90分から120分にすることによって、年4回ある定例会において、30分、45分、60分、90分とある中で、30分を選択すれば4回とも一般質問に立つことができると。当然、我々は会派に所属しているわけでありまして、や

はり会派内でしっかりと中身を調整すれば、このままー120分にするだけで、本会議の一般質問は十分可能であるというふいます。ですから、その1回人ということは、それでは40人とであるですけれども、会派としてある程は、ないですか。手を挙げれば、毎回、40んなが質問するということでよろしいのでしょうか。

座長

今の松井委員の意見は、今までの90分に プラス30分で、120分とすると、毎 定例会に30分ずつ質問すれば、4回で きるということです。一応今の段階では 30分を追加するといいますか、そうい う提案なのですよね。だから、全く今ま でどおり90分ということではないので す。ほかにございますか。

赤星委員

今、松井委員がおっしゃった御意見ですけれども、120分にして1回につき30分を選択すれば、十分に一般質問できるとおっしゃったのですが、私たちはそうは思えないのです。先月の12月定例会での一般質問で、私は一問一答方式の30分を選択

しました。質問の中で、市長が答弁に立た れまして、「そうおっしゃるけれども、そ うではないのではないですか」と。ちょっ とでもやり取りが始まりますと、もっと深 めたいと思って、そのために一問一答方式 があるわけです。やり取りが始まりますと、 予定していた質問をたくさん残して、本当 に十分にできないのです。大きく言って、 4項目の通告をしていましたけれども、4 項目目は一点しか聞けなかったのです。そ ういうことがあります。やっぱり議会の活 性化、活発化のためには、最低でも1回当 たり60分一みんなが60分間全部しなく てはいけないということではなくて、短く てもいい方は短く終わればいいのですし、 残った時間はもう年間でできませんよとい うことではなくて、今回は30分で終わっ ても、毎回、次の議会はまた60分までは 保障されていますよと。そうやっていくの は、至極当然だと思いますし、会派として のいろいろな方針や政策は、もちろん一致 したものがございますけれども、一般質問 というのは、基本的に議員の個人の権利で あります。ですので、やっぱり最低でも毎 議会で60分を保障してほしいと思います。

村上委員 権利があることは間違いないのですが、権

利をどこまで認めるのかと、どこまで制限 するのかということだと思っています。そ れこそ無制限に議論を続ければ、先ほど村 石委員がおっしゃったように、一般の業務 に当然、支障が出てくると。市民だって行 政のサービスを受ける権利があるわけです。 それを議会が、いたずらに議論することに よって、そちらの権利も侵していくことに なりかねないということにもなります。9 0分では長過ぎるという話もありますし、 30分では短いという話もございます。ど こかで、その折合いをつけなければいけな いということであります。当局と議員の意 見が食い違ったら、方向を変えたとしても、 当然、ずっと同じ議論が続くわけです。 4 つの質問を用意しておいても、1つ目の質 問で意見が食い違ったと。議論を深めると いう名のもとに、どんどんどんどん深みに はまっていくと、深めていくというふうに なっていきますね。その中には、「それは、 委員会でしたほうがいいのではないか」と いうような話まで入っていくわけですよ。 ですから、時間が足りないというのは、確 かに足りないと言えば足りなくなりますけ れども、議論を聞いておりますと、それは この程度にとどめて、次の質問に行けばい いのになというものもないではない一赤星

委員のことを言っているのではないですよ -もあります。そのあたりは、しっかりと 議会が成熟して、効率よくその時間を使う という方向も、議会の一つのあり方ではな いかというふうに思いますので、1回に6 0分は必要なのか、90分は長すぎるのか、 30分でいいと言うのかは、それぞれの会 派の構成、人数にもよりましょうし、当局 との対立点の多さ、合意点の多さにもより ましょうから、それぞれの会派で違うとい うところは、仕方がないというふうに思い ます。そこで、我が会派とすれば、松井委 員がおっしゃったように、毎回質問・質疑 ができるように、年間120分というのが 妥当ではないかという結論を今のところ、 持っているところです。

村石委員

まず60分が必要だということを、再度言いますけれども、私は平成28年12月定例会で質問時間として45分間をとりました。だけど、ある部長は時間に合わせよりに、相当早口で質疑応答時間に合わせようという苦労をされていました。それは後間違いるおりません。したが30分という質問はより行政事務をチェックするこ

とや、あるいは、新しい政策を提案するために必要な時間であるというぐあいに思います。それともう一つは、質問の内容です。 これは私を含めての、議員の資質です。議員が本当に調査・研究して、しっかりしたもので質問をする、提案をする。これは私も含めて、議員の質を高める。それはお互いに質問をしながら、切磋琢磨していくということが必要だろうと思います。

舎川委員

先ほど、松井委員も村上委員もおっしゃっ たように、そもそも会派に関係なく-例え ば会派の人数に関係なく、議会で広義的に、 本当に広く意見や質問できるように、定例 会ごとに、先ほどもおっしゃいましたが、 一人30分ずつとれれば、議会の運営面も 含めて、先ほど質という面でもおっしゃい ましたけれども、質問の質も含めて、1回 の定例会でやっぱり多くの議員から、意見 がたくさん出ることは本当にいいことかな と思いました。長くとるというのも-1回 1回を長くとるというのも一つかもしれま せんが、一定例会において、一人の議員か らたくさん意見が出るというのも、私は必 要に一活発、活性と先ほど赤星委員も言わ れましたけれども、議会の活性化とか活発 化という面では、そういった意味では本当

にいいのではないかと思っております。

尾上委員

民政クラブも、これまで年間90分という やり方でやっている中で、以前は4人会派 でしたので、新人議員は60分を2回させ ていただいておりました。先ほど、村石委 員が言われましたけれども、結局、今言わ れているのは、60分だったら必ずしも早 口にならないかといったら、質問の内容を 濃くすると、60分あるからといっても、 結局、早口でしゃべらないといけないこと だってあると思うのですよ。そうなったら、 それでは今度は1回当たり90分なのかと か、その次は100分なのかとか120分 なのかという議論を、結局はしていかなけ ればいけないのです。言い方が悪いかもし れませんけれども、やはり、与えられた時 間で、ちゃんとした答弁が返ってくるよう な質問構成にするのも、やはり議員の一先 ほど言われた資質だというふうに私は思い ますので、先ほども何人かの委員が言われ ましたが、120分にすることによって、 毎回質問できる機会はあるということで、 民政クラブとしても、これでもう絶対に、 全然改善できないのかといったら、そうで はないと思いますので、一度120分とい う年間の持ち時間で運営をしてみるという

のがひとつあるのではないかというふうに 思っております。

押田委員

自民党新風会も120分で、つまり30分 を4回できればいいのかなと思います。私 は、初めて12月議会に参加させていただ いて、各議員の残り時間というのを見まし たけれども、最後の最後まで使われたのは、 赤星委員と村石委員だけで、ほかの議員は ほとんど時間が余っていたと思います。ひ どい人は45分のうち、15分ぐらい残っ ていたこともあったと記憶しています。そ して、前回、座長から言われた、無駄な質 問を省く一いかに質問の質を高めるかー今 は、尾上委員と一緒なのですけれども、そ れをやらずして、ただ時間だけがほしいと 言ってもだめなので、私たちも勉強しなが らですけれども、質問の質を高めていく、 議員の質を高めていくという点において、 それでも足りなければもう1回考えてもい いと思います。

座長

まさに議員の資質が問われるというのは、 何回も出ていますが、やっぱりただ時間を 延ばせばいいというものではなくて、質問 の内容もしっかり精査して、その範囲内に おさまるような質の高い質問をしていただ くというのは、私も一人の議員としての意 見だというふうに思います。

柞山委員 この議論は、随分と重ねてまいりましたが、 少しずつ深まってきたというふうに思いま すけれども、もともとこの90分ではでき なかった年4回ともという、いわゆる大勢 いる会派ではなくて、一人会派でも定例会 ごとに質問をしたい場合に、機会を与える ようにということで、それはもっともだな ということからスタートしたのですよね。 ところが、そのことを一つクリアしないで、 「1時間にしないといけない」とか時間ば かりが先にいっていまして、何かもう少し、 今必要なものを少しずつ積み上げていくよ うな議論になればいいなと思います。さっ き尾上委員もこれで最後ではないのですか らということで、本当はこのことは、もっ とさきに決心してもらえれば、実行できた と思うのですが、随分一半年以上たってい るような話でありまして、これではせっか く「改革だ」と言いながら、一歩も前へ進 まないという話になりますから。そんなこ とを思います。4月でもう改選ですから。 このままでは、何もならなかったのかなと いう、結果は出なかったなという所感を持 ってしまいます。もう少し、できることか

らやっていくという姿勢も大事かなという ふうに思います。

座長

毎定例会でできるということが一つの進歩だという一今は90分だから、30分掛ける3回ではだめなので、30分掛ける4回ということで120分にするという前進ですよね。

赤星委員

そもそも合併後の1年か2年後だったので すけれども、当時、定数が48人になった 議会で、議員の一般質問は年1回だと言わ れました。自民党会派からの提案で、それ までは定例会ごとに、通告をすれば、質問 を希望する議員は自由に一一括質問だけで したから、質問部分だけで20分だったの ですが、それをいきなり、年1回だと、2 〇分だけだと言い出して、それが議運に入 っていた当時の自民党さん、公明党さん、 民政クラブさん、社民党さんで決定された のです。そもそも、そこからおかしくなり だしたのですよね、はっきり言いまして。 今、柞山委員や座長がおっしゃった、多く ても年3回しかできない90分から、12 〇分にして年4回ともできるようになるの だから、一歩前進だとおっしゃいましたが、 私はそうではなくて、そもそも議会の議員

の一般質問は、何のためにあるのかという ところから、今までの質問制限をかけた理 由は何だったのかとか、その結果、どうい う議会になってきたのか、そこはよくお考 えになってほしいなと思うのです。もうー つ言いますと、今は一般質問と議案の質疑 がごっちゃにされています。一般質問と議 案の質疑というのは、そもそも性格の違う 質問です。一般質問は議員が市政全般につ いて、批判や提案をしながら自由に質問が できると。自由に当局の見解をただせると、 そういう性格の発言ですが、議案の質疑と いうのは、まさに提案されている議案につ いて、疑義をただすという、そういう性格 ですから、全く違いますよということで、 以前は本会議でも、別々に行っていました。 所属委員会の議案でしたら、委員会で質疑 ができますけれども、それ以外の議案につ いて、自分の所属委員会以外の議案につい て、本会議で誰でも質疑ができるという、 そういうことが本来保障されるべきなので すが、途中から一遍、別々にまた戻したの ですけれども、また今度、一緒くたにされ て、それを含めて年間120分で1回30 分しかできないと。これは極めて不十分だ と思います。行政の監視機能を働かせる上 でも、政策提案をしていく上でも非常に不

十分だと思うのです。そういう考えを持っ ております。

柞山委員

赤星委員、制限したのはなぜかということ を言いながら、あなたもおられたのですが、 なぜだったのですか。

赤星委員

そのとき共産党は残念ながら私一人になりまして、議運から外されました。目のいろいで、議運かられて、おいるととではないなども、はないのではない。自己はいいのでは、公明党さん、民政クランでは、公司ではないでは、ないのでは、ないのです。とないのです。

大島委員

私は一人会派ですので、必ず定例会ごとに 一般質問をしたいということで、120分 というのは最低限だと思うのですが、質問 時間だけで答弁を含めないということが、 もしできるなら、そういうふうにしていた だきたいと。私の気持ちは前回申し上げた とおりで、一人当たり最低でも1時間は保 障してもらいたいということです。 座長 定例会ごとにですか。

大島委員

はい。それで、もしそういうふうにされた としても、全議員が、一般質問を1時間す るということは、とても思えませんし、ケ ーブルテレビの生放送ですとか、インター ネット中継があれば、最初は増えるかもし れませんが、それに耐えられるだけ-1時 間質問される議員というのは、本当に全員 いらっしゃるかどうかというのを、やはり 問われると思いますので、恐らく淘汰され ていくものだと思います。もし、早急にこ れを妥協するということでまとめるという ことであれば、持ち時間は1年に120分 で、答弁は除くという形にしてほしいとい う思いです。平成21年の3月定例会にお きまして、先ほど赤星委員がおっしゃった 志麻議員が、その当時、この定例会の発言 制限の撤廃に7,000人の署名がずっと 集まっていたということを発言されており ますので、そのことも皆さんは、もう一度 思い出していただければというふうに思っ ております。

座長

今は、答弁も含めてということですが、過去は20分の質問時間で、答弁は制限がなかったのですよね。ほかに、ございますか。

木下委員

お話を2回ほどお聞きしたのですけれども、 やっぱり年間で90分から120分へと、 そして毎定例会で60分という形で、今、 議論が平行線をたどっているという状況だ と思います。それで、今回妥結案を出さな ければいけないのかというふうにちょっと 感じてはいたのですけれども、私も質問の 質、内容を高めることが、まず一番大事だ と思うのです。ただ、その高めた上で、幾 つものテーマに関して質問をしたいと、政 策提案をしたいということも十分にあり得 ることなので、私も90分から120分に するというところで、一旦導入するという 案は確かに一つなのですが、大島委員が言 われたとおり、答弁時間を含めずに、例え ば、毎定例会一人当たり30分の質問時間 を確保するとか、そうした形の案なども考 えられるのではないかと思っています。ま た、今、毎回60分という案も出ています けれども、これにしても、大津市議会では 導入されていまして、たくさんの方が実際 に質問されています。ただし、皆さんが6 〇分をフルに使い切っているわけではなく て、答弁を含めて10分台で終わっている 方もおられるようです。なので、平行線を たどっているのであれば、例えば、別の妥 結案です。そういったことで、それは私で

あれば、答弁時間を含めずに毎回30分の 質問時間の確保とか、そういった形で一旦 導入してみて、それでもし不都合等がある とかであれば、また改善を試みるとか、そ ういうこともいいかとは思います。その 平成29年の6月定例会からは、質問時間 を延ばして進めていくことが一もうインタ ーネット中継も始まりますし一望ましいの ではないかというふうに考えております。

座長

以前は質問時間20分に対して、答弁が1 時間、1時間半というのがあったのです。 これは1項目で、「これはどうだ、これは どうだ、これはどうだ」という、そういう ふうになると、もう多いものになると10 O問ぐらい出てきたときに、答弁にどれだ けの時間がかかるのかということなのです。 質問時間が20分とか30分と言われるの は、わかるのですけれども、その問い方に もよるのです。それこそまさに、資質の問 題なのです。その20分の質問時間はわか りますよ。でも「これはどうだ、これはど うだ、これはどうだ」ともしその中で、1 〇〇問も質問されましたら、答弁だけでも、 1時間以上かかるのですよ。そういうこと もあるということも、ちょっと大島委員に 私一質問時間の20分、30分はわかるの

です。答弁も含めてということであれば、 その中できちんと、資質の問題も問われま す。そういうことなのです。

大島委員 失礼ですが、そういうケースというのは過 去にあったのですか。

座長 ありました。

大島委員 そうですか。わかりました。

座長 一通り、一応皆さんの意見を聞きました。

それで、ここまで皆さんの御意見をお聞き したところでありますが、なかなか、結論 が出ないようであります。

この件については、今後も継続して協議する必要がありますが、時間的にも、3月定例会までに結論を出すことができないことも考えられます。

したがいまして、本件については、新たな 任期での協議も視野に入れて、今後も継続 して協議するということでよろしいでしょ うか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定させていただき

ます。4月に皆さんは、再選して元気に出 て来られますから。またそのときに、再度 この件を協議してください。

次に、協議事項2番目の「ケーブルテレビ 放映における検討課題について」でありま व ू

ここで、事務局からお手元の資料について、 説明をさせます。

議事調査課長 〔説明〕

座長

それでは、今ほど説明をいただいたわけで すが、まず1の「議場システム(設備)の 更新等」について、御意見があれば、お願 いします。

尾上委員

基本的なところで、ケーブルテレビ会社で、 例えば、今、多チャンネルのケーブルテレ ビ富山でも、市議会の生中継は可能だとい うような回答は得られているのでしょうか。

議事調査課長 1番の課題のところにもありますが、放送 法の適用となることから、経年劣化が心配 だと、放送事故になるということが非常に 心配だということです。そういう設備が整 えば、できることはできるというような見 解をいただいております。

村石委員

これを見ますと、要するに生中継のみとい うことなのですが、生中継と録画放送を二 つとも可能にするということは不可能なの でしょうか。

座長

今は、1番についてです。村石委員、ちょ っと分けてください。今、おかしいなと思 いました。

尾上委員 この1番は、この庁舎案内の放送をする上 で、いずれは確かに、設備の更新というの は必要になってくるのかもしれませんけれ ども、必ずしもこちらの設備を改修しなく ても、テレビ局は、どこかへ行って中継し ますよね。ケーブルテレビでは、そういう ような形の中継はだめなのでしょうか。

議事調査課長 現在、ケーブルテレビ会社のほうからお聞 きしておりますのは、議場のシステム、カ メラなど、そこで映された映像や音声など を放送していきたいということで、会社の ほうから撮影スタッフが大勢来られて、自 前のカメラとかを持って、撮影をして中継 するというような話は伺っておりません。

押田委員 このシステムなのですけれども、更新とい うー一番その辺のところを聞きたいのです が、市からケーブルテレビ会社までは、ど んなシステムで送ることになるのですか。

議事調査課長 光ケーブルなどのそういった専用線で送る ということになろうかと思います。

押田委員 ということであれば、今、総額でお幾らぐらいかかることになるのですか。今、アナログ方式からデジタル方式に切りかえるーどこまで切りかえるのですか。私は、そこのところは、まだ見ていないのですけれども。

座長まだ出ていないのではないですか。

議事調査課長 ですので、いろいろなところ一生中継だと か録画放送だとか、どこまでのものをやる とかということを、少しずつ決めていって いただく。そして、徐々に見積もり額というか、どのぐらい契約にかかっていくのか が、わかってくるということです。現在は まだ、その金額までは出ていないところで あります。

座長 基本的には、1の最後に出ております、この基本方針(案)です。このような形で、 調査を進めるということでいきたいという ふうに思っております。それでは、これに つきましては、本調査会として、そのよう にとりまとめたいと思いますが、いかがで しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。 座長

> 次に、2の「配信方式(生中継・録画放 送)」について、御意見があれば、お願い します。

村石委員

生中継と録画放送があるのですが、県議会 は生中継のみだということで、何か「生中 継を基本とし」ということになっています けれども、今後、生中継と録画放送の両方 をケーブルテレビで放映するということは、 不可能なのでしょうか。

議事調査課長 不可能ではないと思いますが、まずインタ ーネット中継などと違って、現在放送され ている放送局の番組があるわけです。その 中で、通常、どこかの放送されているもの がなくて、きょうは議会中継ですと。例え ば、議会中継を生中継して、その後ちょっ とたって、「また録画放送があるわ」とい う状況になるということには一その録画放 送をいつやるのかということはあるでしょ うが、ただ県内でも、ケーブルテレビの生 中継と録画放送の両方を実施しているとこ ろは、あるようでございます。

議会事務局長 今の御質問に若干、補足の説明をさせてい ただきたいと思います。今、圓山課長が申 したとおりなのですけれども、私どものほ うといたしましても、マックスで言えば、 生中継と録画放送と両方していただければ、 これはもう言うことがないと、一番いいと、 もちろんそう思っております。その中で、 やはり今後、関係事業者と協議を進めてい く上での課題といたしましては、一点は、 圓山課長が申しましたように、番組編成上 の枠の問題があるということです。生中継 のほか録画放送の双方の時間帯です。本会 議ということになれば、かなり長時間にわ たりますよね。そういった長時間のものを ダブルで一仮に2チャンネルであろうとも、 確保することが果たして可能なのかどうか という番組編成上の問題がございます。も う一点は、当然費用の問題がございます。 これらにつきましては、先ほど圓山課長が 申しましたように、この会議の場で基本方 針の御了承をいただければ、その基本方針 に基づいて、関係事業者と鋭意、協議を進

めてまいりますけれども、今後、その辺の ところも十分、見きわめていく必要があろ うかと考えております。

舎川委員

配信方法については、テレビ局側がチャンネルを増やさないといけないとか、それから体制とかもありますが、やはり、我々としたら、市民の皆さんに、まず見てもえるということを一つおけば、私は録画放送でも生中継でも、今できるところからスタートするというふうにしたらどうかと思います。

押田委員

 捉えています。

松井委員

現在、全国の各都市でインターネット中継 とかをしているのを私も見ますけれども、 見るとわかるのですが、生放送ですと、ど この誰がしゃべっているのか、入りません よね。やっぱり見る側からしたら、そうい うこともしっかり見られるような形にとい うものになると、当然、放送の加工とかそ ういったことも必要になってくると思いま すし、やはり録画放送がベースになってい くのではないかと思います。事務局は、そ の辺についてはどうでしょうか。

議事調査課長 生中継でも、字幕といいますか、議員さん の氏名などの情報を挿入することは可能だ と考えております。

赤星委員

私は、基本的にはやっぱり両方あったほう がいいと思いますが、旧上婦負の住民の皆 さんにお聞きしますと、合併前の例えば、 八尾町議会だとかは、朝から晩まで全員協 議会なんかも含めて、ケーブルテレビで放 映していたと。それで、議員の皆さんが、 町のことを事細かく一生懸命に話し合って おられるのを、「家にいながら手に取るよ うに見られたのだよ」とお聞きしました。

どちらかと言いますと、そういうケーブルテレビが入っているところは、旧町村ののような、議会まで傍聴に来にくい、ち方ですね。しかも、高齢者のではないかと思います。サラの録思いかの方はむしろ、インターネないかと思います。できるとができるのではないかと私は思います。

座長

これは、相手があることですからね。こちらでどうのこうの……

大島委員

思いますし、録画放送にすることによって、 質問する議員の名前ですとか、質問事項ま でテロップなり、そういう説明を入れるこ とができますので、ケーブルテレビの番組 表にも書いていただくと順番もわかります し、そういうことを含めると、録画放送で 先行していただいたほうがよろしいのでは ないかと思うのです。例えば、県外のほか の議会のホームページを見ますと、その議 員の一般質問がデータベース化されており まして、それをクリックするだけで、映像 が流れるというふうになっているシステム もありますので、そういうことも含めて、 とりあえずできることから、録画放送から 同時に始めていただきたいという意見を申 し上げたいと思います。

座長

よろしいですか。大体、要約しますと、録 画放送からという……どうですか。

村上委員

私は、個人的には録画放送のほうがいいと思います。まして、録画放送も生中継もということは一この議会中継をたくさんの人が喜んで見るということは、期待しますけれども、果たしてそうなのかということを考えると、議会がお金を払ってでも、ケーブルテレビとはいえ、公共のチャンネルで、

中継するのだという意気込みはわかります けれども、視聴者からすると、「録画放送 でやってくれよ」という声もあると思うの です。あまり前のめりに、議会こそが中心 なのだというような思い上がった考え方は、 ちょっとやめたほうがいいような気がしま す。その意味で、インターネット中継とい うのは、選択肢がたくさんある中で見たい 人が見るということで、チャンネルもそう いう意味では、無制限にある中から選んで 見ていただけるのですが、放送の場合はそ ういうわけにはいきませんから。もちろん、 チャンネルは幾つかありますけれども、ケ ーブルテレビで見たい番組やプログラムも あるでしょうから、そこへ議会がたくさん の時間をとる、まして、大島委員がおっし ゃったように、休憩時間もあれば、スケジ ュールにもむらが出てくるということであ れば、その時間を独占してしまうというの は、いかがなものかなというふうに思いま す。きょう結論を出すのではないと思いま すが、ちょっと我々の頭は、議会こそ一番 だみたいなことになっているように今、聞 こえましたので、そうではないということ を冷静に考えるべきではないかというふう に思います。

尾上委員

座長

これは、本当に初めての導入なので、それ こそまず、生中継か録画放送かという分で、 に入っている気がします。それ ですかることですから、 のがますが、 意見を集約すると、録画的 送とが、かっぱり上婦負ケーブいろい ますが、やっぱり上婦負ケーブいろい ますが、かりますから、 継続協議という でよろしいでしょうか。

柞山委員 継続協議はいいのですが、もう少し生中継

も録画放送も、それから機材の話も、みんなの議論が共通するような材料を事務局に出してもらわないと。ただ継続協議ということではなくて、その材料を出してもないない協議が前に行きまでした。 今、皆さんには、うちの自民党会派ではないましている。まずそれに耐え得るよのをおいただくということで、お願いします。

座長

はい、わかりました。もちろん継続協議するためには、一歩も二歩も前進した形で会議をしないと前に進みませんので。

大島委員

尾上委員が言われた10年前のアナログシステムのものを、今の4Kだとか3Kのテレビの画像で耐えられるということはまずないと思うので、録画放送を先行してやる前に、もう早急に全部の機材をかえたらどのくらい値段が上がるのかというものを出していただいたほうが、よろしいのではないかと思うのです。

座長

当然、ハード面の投資ということから、やっぱり、これは数字を出していかないと前に進みませんので。継続協議ということで

すが、この次はやっぱり、一歩も二歩もきちんと前へ進むような形でやりたいというふうに思います。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、協議事項3番目の「本会議におけるパネル等の使用について」であります。 それでは、この件に対する御意見があれば、お願いいたします。

赤星委員

松井委員

事務局にお聞きしたいのですけれども、ほかの自治体、中核市、政令指定都市のパネルの導入の状況がわかれば、教えていただけますか。

議事調査課長 昨年10月時点の調査のものがございます。 中核市のものです。本会議におけるパネル 等を使用した質問・質疑についてというこ とで、認めているというところが5市、議 長の判断により認めているというところが 28市ございます。そのほか、議会運営委 員会の判断により認めているというところ が2市、議会運営委員長の判断により認め ているというところが1市、認めていない というところがて市、その他が3市という ことです。

松井委員

今お聞きしたら、そういう方向にあるとい うことはわかるかなと思いますが、やはり 導入に至っては、パネルの使用の要綱とい うか、いろいろな課題がたくさんあるので はないかというふうに思います。それで、 それを早急に今、決めていくには、なかな か時間的には難しい部分もあるのではない かというふうにうちの会派では話をしまし た。その方向性を念頭に置きながら、ちょ っと時間がかかるかもしれないというふう に思っております。

尾上委員

仮に、パネルを使って質問等をした場合の 議事録というのは、そういった許可をされ ている市では、どのようになっているもの なのですか。

議事調査課長 議事録への記載ですけれども、いろいろと はっきりとしていないところが多くて、記 載するというところもあれば、記載しない というところもあるというような状況です。 決めていないというところのほうが、現状 では多いです。

村石委員 パネル等の使用は、認めるという方向で考 えるべきだと思います。なぜかと言います と、私たちは市民にどういう質問をしてい るのか、どういう提案をしているのかとい うことをわかりやすく説明する。あるいは、 当局に対しても、わかりやすく説明する手 段として、パネル等が必要であるというぐ あいに思っています。私も例えば、市政報 告会についても、パワーポイントを使って、 市民の方にいかにわかりやすく見てもらえ るのかとか、考えてもらえるのかというこ とを注意しながらやっているわけです。そ のことを今度は、市の行政に質問する、あ るいは、行政をチェックするときに、そう いう手段を使うということは、自然である というぐあいに思っています。

村上委員 パネルを使うということは、一問一答方式

を前提としているのでしょうか。

赤星委員

そうではなくて、一括質問一括答弁方式の 方も壇上でこうやって、やっているところ があるのです。倉敷市議会とかです。別に 使いたくない方は、無理にとは言いません けれども、より効果的にという……。

村上委員 そのパネルは、テレビカメラに向かってと いうことを前提としているのでしょうか。

赤星委員

中継が入っても、映ることは前提ではない のです。あるいは、編集で資料を後でーそ れは録画に限りますけれども一ぱっと入れ ていただくとか。

村上委員

先ほどから課題が幾つもあります。どう映 すのか、あるいは、事前に議員に資料を配 っておけば済む話ではないのかということ もありましょうし、議事録の問題ももちろ んあります。例えば、こうやって示して 「ここのですね、このラインが」みたいに 言われても、それはもう、どうしようもな いわけなのです。議事録に書きようがない のです。また、壇上で、こういうふうに掲 げてやるというのも、いかがなものかとい うふうに思います。非常に違和感がありま

す。やはり、言葉でもって説得できる、あ るいは、言葉でもって理解を求めるという ようなことが議会の本質だというふうに思 っています。それを、どうしてもパネルに 頼らなければいけないという場面が、ある いは、議題や課題がどれほどあるのかと。 そのこととそれに要する一何と言うか一準 備だったり、費用だったり、あるいは、議 事録でどう表現するのかという労力を考え ますと、そのパネルの必要性というのは、 よく考えてみる必要があるのではないかと いうふうに私は思います。

村石委員 パネルを想像するときに、新聞記事を見て いただければいいのです。新聞記事は文章 があって、その文章をわかりやすくするた めに、表があったり、図があったり、イラ ストがあったりするわけで、一般質問の文 章の中身をパネル等であらわすだけなので、 私は、そんなに特別なことではないという ぐあいに思います。

村上委員

一般市民の方々が、どの程度わかりやすく なるのかということ。我々は誰に質問して いるのか一市長や当局に質問しているわけ ですね。第一義的には、市長や当局が我々 の質問をわかればいいのです。そして、そ

の答えを我々が理解できればいいというこ とが、第一だというふうに思うのです。そ れの不足分は、市政報告であったり、ある いは広報であったりということでしており ます。最もその現場で、リアルタイムで視 聴者の方がわかるということも大切でしょ うが、これにつきましても、先ほど言いま したように、そのコストや補完性の意味等 も考えながらやっていかないと、わかりや すいから、権利だからと、それを最大限に していくと、とんでもなく複雑なことにな っていったり、本質が見失われたりという ことがありますので、少なくとも言葉で、 市長や当局にわかっていただく、相手一答 えるほうの言葉でちゃんと相手に理解でき るようなことに努めていくと。この努力の ほうが-まずは、先ほどからありますよう に、議員の質だとか資質だということが言 われておりますが一そのほうが先決だとい うふうに思います。そこまで熟した議会で はないから、非常にいろいろな議論が出て くるわけですが、まずはそこだというふう に私は思っています。それでもなおかつ、 説明しづらいと、説明を尽くせないという ときにこそ、パネルというものが必要にな ってくるのかなというふうに私は思います。 座長 パフォーマンスみたいな形にとられても、困るのですよね。

押田委員 そのパネルは、政務活動費を使って、おつ くりになられるつもりですか。そこら辺は すごく重要な問題です。

赤星委員 使ったらだめなのでしょうか。

押田委員 今、どこに向かってという話がありました。 当局に向かって説明をするのに、政務活動 費を使うのですか。それとも、テレビに映 るのをパフォーマンスとして……

座長 そうです。今、私が言ったのはそこなのです。

押田委員 だから、政務活動費の使い方というのは、 私は、そういう使い方ではないと思います が。

赤星委員 別にパフォーマンスのためにやろうと、そういうことではありません。議員が何を質問しているのか、当局さえわかればいいと、その答弁を議員さえわかればいいというのではなくて、市民の皆さんが傍聴をされたり、中継を見られて、今、議会で、何が議

論されているのかということをよりわかり やするために使うものです。国会のかというものです。国会のかはのパマンスなのののののののののではありませんよりではありない。とで、のではおられますので、パリのためにあるものではない。 ものではない。 ものでできるものだという。 につくるものだということをよりかいまり。

押田委員

ということであれば、先ほど村上委員が記れたとおり、事前に資料を渡すなり、私たちがちゃんと発言することが伝わるいうにというふうにして、質です。先ほども言われましたけれども、議事録の問題も出てきませんけれども、サイズの問題という問題が多々、出てくると思います。これを全てリアした上で一私は違うと思いますけれいのからの問題を使えるのか、使えなのかと。クリアしていくハードルは、今回ではちょっと高すぎるのではないでしょうか。

赤星委員

資料を配ることは、議長の許可を得て配らせていただいたこともありました。だけど、それでは議員間だけの問題になってしまいますし、傍聴や中継をごらんになる市民の皆さんには、見えないという問題があります。それで、もしパネルの使用ですとか、そういうものを決めるとしたら、そんなに時間のかかることなのでしょうか。

座長

今ちょっと言われましたよ。例えば、大きさですとか運用のルールを、結構、詳細にわたって決めないとならないのではないですかということを押田委員が言われたのでしょう。

押田委員 そういうことです。

村石委員

ですよ。あまり、党の主張とか個人の主張 というよりも、質問の中身はこうですよと、 実態、現状はこういうような数字になって いますよと。表とかで他市と比較したら、 そういうわかりやすい、言葉で言った中身 をわかりやすく表とか図やイラストにして、 話をするということです。あるときから、 一般的には、NHKの子どもニュースから と言われているのですけれども、もうほと んどの民放もNHKも含めて、模型を使っ たり、図を使ったりして、視聴者にどうし たらわかりやすく、この難しいテーマを理 解してもらえるのかということで、一生懸 命工夫しているのです。そういうことから 考えると、私たち富山市議会議員もいかに わかりやすく説明していくのかという手段 として、パネルを用いるということは自然 にかなった、社会の流れにかなったことだ と私は思います。

村上委員

それが、本会議で必要なのかということです。今おっしゃったことは、一般論としてそのとおりなのです。メディアのテレビであろうと新聞であろうと。それが、本会議で必要なのかということなのです。その上で、その言葉を尽くすべきではないのかということを申し上げているのであって、お

っしゃったことは、そのとおりです。新聞 だろうがテレビだろうがメディア……。本 会議でそれが必要なのかと。そのための苦 労やしつらえが、どれほどのものなのかを 考えたときに、言葉を尽くすほうが先決で はないのかと、そこに集約されるのではな いのかということを申し上げているのであ ります。例えば前回のところで、バナー広 告がどうのこうのという話がありました。 バナー広告はこういうものですという説明 をすれば、一般の方はわかりやすいでしょ う。しかし、そのパネルは必要ですか。要 らないでしょう。本会議で、ホームページ のバナー広告についてという質問をすれば、 言葉で足りているわけです。そういうこと も考えると、もっともっと言葉で尽くすこ とは、できるのではないですかと。本会議 で、果たしてパネルは必要なのかという議 論をしてほしいというふうに思います。

座長

本会議場でということなのです。委員会ではないのです。それを根本にお話ください ということを私は言ったのです。

大島委員

国会中継では、パネルがアップで映されますので、非常にわかりやすいのですが、今 市議会のほうで、本会議場でパネルをもし

出されても、相当大きなものでないと、私 は、目が悪いので読めませんし、傍聴の 方々も多分わからないと思います。だから、 誰に向かってやるのかという、リアルタイ ムではなくなるので-むしろ、今ペーパー レス化の議会が多くて、データとして、タ ブレットを皆さんが持つとか、議場に大き なスクリーンで出すとか、そちらのほうも 考えられたらいかがかというふうに思うの です。それで傍聴されている方のところに も、タブレットみたいなものを幾つか置け ば、わかりやすいでしょうし、突き詰めれ ば、図形にしたり絵にしたら、わかりやす いということがあれば、もしかしたら当局 側もパネルで対抗してくるということもあ り得ますので、それはやはり、村上委員が おっしゃるように、まずは議事録として文 字で残して、ある程度わかるということか ら、一歩進んで電子化というふうに考える べきではないかと私は思います。

赤星委員

私も実はきょう、議論の先にスクリーンということを言おうと思っていたのですけれども、本当は議案に対する賛否状況ー大津市議会や射水市議会でも導入ーー人の 議員の態度が、ぱっとモニターに映し出される。そういうのをやっぱり導入すべきだ と思っているのです。そこに、質問中の資料を映し出せるようにできれば、それが一番いいとは思うのですけれども。とりあえず、これまでは、この本にこう手に取ってきればだめですよとを、実物をこうまと注意で、そういう議会だったのではないかと。そういう意味でもいのではないかと。そういただいたわけです。

座長

それでは、ここまで皆さんの御意見をお聞きしたところでありますが、すぐに決定できる状況にはないようであります。

ただ、市民に対しまして、これまで以上に 議会に興味を持っていただくことや議会の 活性化ということを考慮すると、この件に つきましては、今後も協議が必要であると いうふうに考えます。

また、もし、実施されるとなれば、さまざまな運用のルールなどが必要になると考えますので、ここはじっくりと時間をかけて協議することも大切だというふうに思います。

したがいまして、この件につきましては、 結論を急ぐことなく新たな任期も視野に入 れて、継続して協議するということでいか がでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定をしたいと思い

ます。

これで、本日の協議事項は、全て終了いた

しました。

本日、御協議いただいた3項目につきまし

ては、私から議長に報告することといたし

ますので、御承知おき願います。

この際、ほかに何かありませんか。

赤星委員 今、終わりましたけれども、ここで新たに

今後皆さんと御一緒に協議をしていきたい

という項目を提案させていただきたいと思

いまして、できましたら資料を配付させて

いただきたいのですが。

座長 どうぞ。

〔事務局、資料を配付〕

座長 説明してください。

赤星委員 今回、8項目を提案させていただきました。

1番目は、現在、委員会記録は、情報公開

条例を使って公開請求をしないと、一般の 方は見ることができなくなっております。 最近では、この議会改革検討調査会を含め、 政務活動費のあり方検討会の会議録なども、 インターネットによる公開と閲覧が自由と なりましたので、この際、議会の見える化 の一環として、常任委員会や特別委員会の 会議録も、インターネットによる公開と閲 覧を自由に、手続なしということにすべき だと思うのです。2番目は、委員会の傍聴 規程です。現在、開会30分前までの申込 みが必要で、しかも許可制なのですけれど も、最近いろいろな会議をたくさんやって おりますので、午前中だったり、午後だっ たり、時間もまちまちだったりすることも ありまして、傍聴の申込みの方が、非常に 迷ったり、来てみたけれども間に合わずに 帰ってしまったりとか、そういう不都合も 生まれてきています。そこで、県議会の委 員会は、こうした30分前までの申込みが 特に要らないというふうに聞いております ので、そうしたように傍聴が自由にできる ようにしていくべきではないのかと思うの です。3番目は、本会議に続いて常任委員 会や特別委員会のインターネット中継、ま たケーブルテレビの中継も検討していただ きたいと。上越市議会では、委員会まで全

てインターネット中継がされております。 4番目は、請願された方、陳情された方に 議会まで来ていただいて、御本人からどう いう趣旨で請願されたのか、陳情されたの かを意見陳述していただくと。これを制度 化していただきたいと。平成28年12月 議会で、陳情がありましたけれども、これ が非常に難しい内容で、委員長からも、御 本人に説明にぜひ来てほしいと言ったので すけれども、なかなか来ていただけなくて、 非常に審議も難しかったのです。あとは、 請願でも文章がどうしてもうまく書けない 方だっていらっしゃいますし、それから、 どういう事情があって、どういう思いで請 願されたのかを、やっぱり議会で直接お聞 きしたほうが、より市民参加の議会になる という点で、提案をしております。5番目 は、議会の本会議を土日や祝日、また夜間 に開催するということです。全部ではなく ても、滑川市議会のほうも試験的にするそ うですが、そういうことに取り組んだらど うかということです。6番目は、市議会全 体として主催する議会報告会を、議会側か ら市民の中に出かけていって、しようとい うことです。これは、いろいろなところで 既にやっておられます。7番目は、例えば、 4番目の意見陳述ですとか、6番目の議会

村石委員 社民党もです。4つです。

赤星委員

4つですね。失礼しました。4つの二人会派があります。やっぱり二人いれば、もう会派だと思うのです。人数要件を二人以上にしていることでございます。の中には、以前のまだ非公開だった時代での、以前査会で、しかも共産党、ではなるではなかった時代に提案をして、それで現状どおりという結論が出された項目もございますが、昨年の一連の

議員報酬の引上げや、政務活動費の不正問題を経まして、市民に開かれた議会に生まれ変わろうという、今、この富山市議会で、改革をみんなで一緒に一生懸命に取り組んでいるのだということを、改めて皆さんに協議していただきたいと思いまして、きょう提案させていただきました。よろしくお願いします。

座長

ぱっと見たら、これはやっぱり各派代表者会議か議会運営委員会で、もまないといけないようなことも結構ありますよね。提案は提案として、この件について、何かございますか。

柞山委員

んが、いっぱい出ていまして、一括で各派 代表者会議に持っていけばいいのではない ですか。座長、この取扱いについて、よろ しくお願いします。

座長

最初に言いましたように、私は、各派代表 者会議ですとか、議会運営委員会に諮らなければならないような項目一私は、きょう、初めて見たのです。その中で一応提案という形で出ていますので、これを検討させていたぎます。基本は、各派代表者会ともか、それから議会運営委員会に諮ることもか、それから議会運営委員会に諮ることもか、それから議会にちょっと相談してする。まず、議長にちょっと相談してもます。提案は提案として受けます。よりですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、この後につきましては、継続協議となったものもあるわけでございますが、3月定例会も徐々に近づいてきておりまして、あるいは、政務活動費の関係の会議も継続して行われていることから、そのときの状況を考慮して、開催の案内をしたいというふうに思います。

それでは、これをもちまして本日の議会改

革検討調査会を閉会いたします。